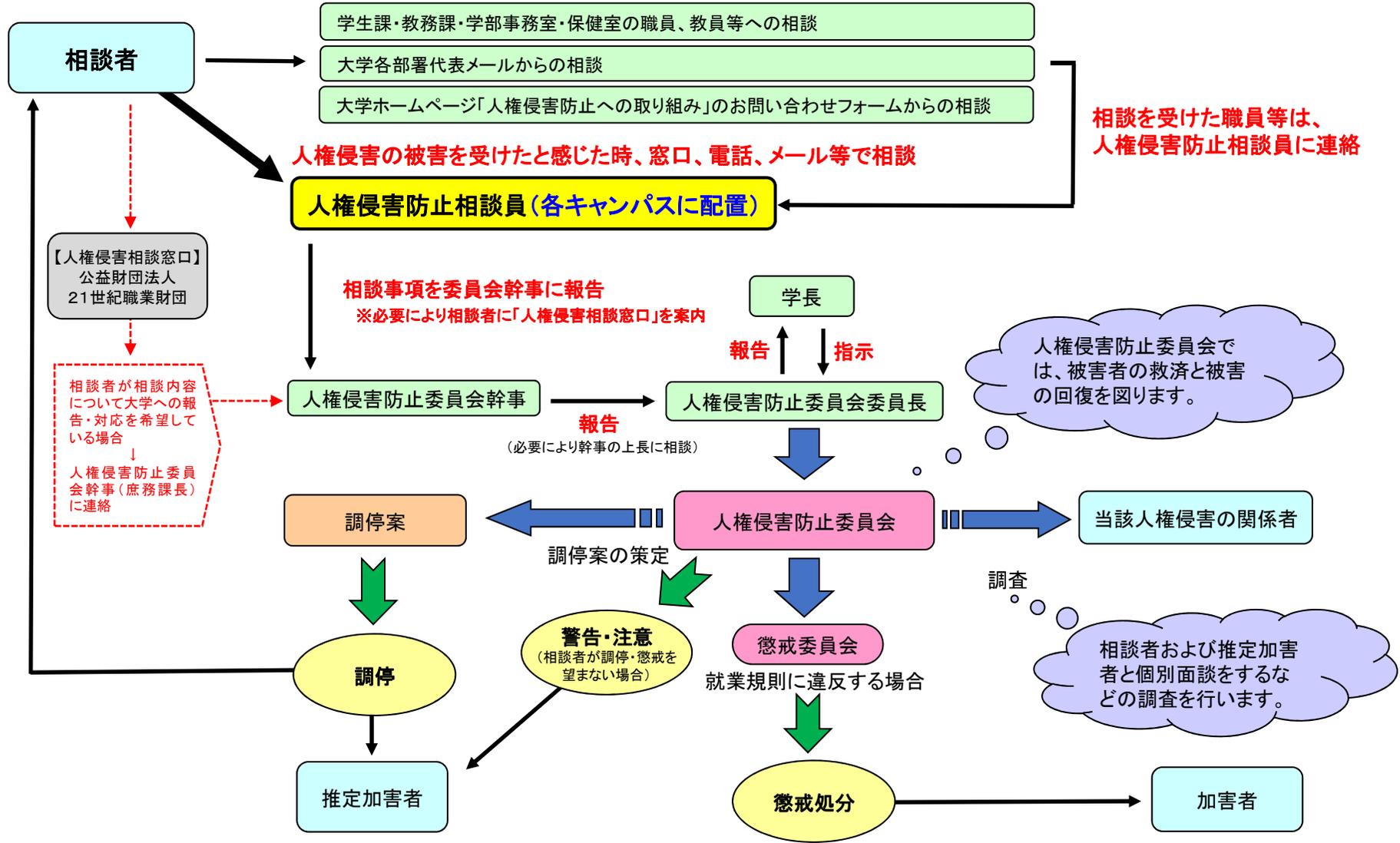


一人で悩まずに「人権侵害防止相談員」に相談してください

大阪工業大学における人権侵害に関する相談等の流れ（相談者が教職員の場合）



人権侵害防止委員会相談員、委員、幹事ならびに問題解決に携わった者は、その立場において知り得た関係者のプライバシーに関する事項を、在任中および退任・退職後を問わず一切漏洩しない。